



Can Do

“可能性への挑戦”

第15号



金田会計事務所通信

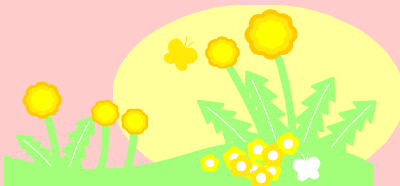
空気を創る

流行語大賞にもノミネートされたKY(空気が読めない)という言葉を一時、よく聞きました。場の雰囲気、周囲の状況を良く判断して行動しなさいという意味でしょうが、結局、大勢に従うことになっているだけかもしれません。空気を読みすぎると前進できないという弊害が現在問題になっているような気がします。特にこの時節、流されることの危険を感じてやみません。これまでの流れに慣れて、周囲全体が大変なんだと納得し、創意・工夫をすることを忘れてはいないかが心配です。

私の経営者の方々に対する感想の1つに、意外と情報交換ができていないということがあります。多くの得意先、同業者がいて、様々な会合にも参加している人でもそういう傾向が見えます。もちろん、当事者から本音を聞くことは難しいのでし、まったく他人の意見を聞いたとしても、勝手なことばかり聞かされるだけです。ゴルフなど趣味のことや世間話もいいかもしれませんが、突っ込んだ話もしたいものです。経営者にとって有用な情報源を持つことは大きな財産に違いありません。そして、今はプラスの意見の方に耳を傾ける時だと思えます。

ある友人が「どうして僕のような人間にお客様がくるのかなあ」と独り言にも似た問いかけがあったので、私は「たまたまですよ。」と答え、怪訝な顔をされたことがあります。とある医業専門の税理士事務所では、後付けで現在の事業発展の理由を答えていたことがあります。実はたまたま、最初のお客様が医者で、そこから広がったのが本当のところだそうです。しかし、この「たまたま」というチャンスを充分利用しているかどうか大きな差となってきます。

自分の実力を過小評価しすぎではないでしょうか？他人から見れば、どれほど素晴らしい能力、環境、人脈を持っているのかを一番理解していないのはまさしく自分自身なのです。あなたの前には現在「たまたま」この環境の変化が起こっています。空気を変えなければ、強制的に変えられるか又は、退場を迫られることとなります。今必要なのは、KYではなく、KT(空気を創る)ことなのかもしれません。



税理士 金田 康良

2009年4月

棚卸は大丈夫ですか？



(本当に重要な期末在庫の計算)

税務調査で必ずチェックされるもののなかに、期末在庫の金額(期末棚卸金額)があります。会計上(当然税法上も)、当期の仕入金額が全額当期の仕入原価(損金)になるわけではありません。当期の売上に対応する仕入高のみが売上原価として損金経理できるのですが、これを「費用収益対応の原則」といいます(下図 1 参照)。そのため、売れ残った商品、製品、材料等(以下、商品等)については、期末在庫として費用項目ではなく、資産計上することとなります。これを**期末棚卸処理**といいます。これが適切に処理されていないと最終利益が大きく変わることになるため税務調査の必須要件となっています。

今回は中小企業向けに税法基準を中心に解説いたします。



《当期売上原価の計算》



例)

$$\begin{aligned} & \text{期首棚卸高(前期末の在庫金額)} 100 + \text{当期仕入高} 500 - \text{期末棚卸高} 150 \\ & = \text{当期売上原価} 450 \end{aligned}$$

《 図 1 》

| | |
|----------------|-----------------|
| 期首棚卸高 (100) | 当期売上原価 (450) |
| 当期仕入高 (500) | 期末棚卸高 (150) |



期末棚卸金額が 0 なら売上原価は 600、期末棚卸金額が 250 なら売上原価は 350 となり、利益が大きく変わる





【期末在庫有り高の確認】



決算期末(個人事業者なら12月31日)において、存在している商品等については棚卸しにより、種類別に個数を確認します。帳簿上で管理している**帳簿棚卸**の方法と実際に期末有り高を確認する**実地棚卸**の方法があります。原則は実地棚卸によります。確認した個数に棚卸原価の金額を掛けることにより期末棚卸金額が決まります(種類別の個数×棚卸資産の評価額=期末棚卸金額)。



【棚卸資産の評価方法】

棚卸資産の評価には以下のようにいくつかの方法があり、それぞれ原価法と低価法(期末時点の時価:正味売却価額等と、原価法とのいずれか低い価額で評価する方法)とがあります。

- ① 個別法
- ② 先入先出法
- ③ 後入先出法
- ④ 総平均法
- ⑤ 移動平均法
- ⑥ **最終仕入原価法**(法定評価方法で、先入先出法の簡便法ともいえる)
- ⑦ 売価還元法
等々



事前に所轄税務署に「棚卸資産の評価方法の届出書」を提出します。評価方法を選定しなければ⑥の「最終仕入原価法による原価法」になります。また、特別な評価方法を選択したい場合には「棚卸資産の特別な評価方法の承認申請書」を提出し、税務署長の許可をもらう必要があります。

【注意点】

期末有り高が正確であるのはもちろんのこと、正しい評価額が計算されているかが問題です。最終仕入原価法によるならば、決算期が一番近い時期に仕入れた金額になるわけですが、その時の納品書の金額と期末棚卸資料とが一致しているかが重要です。最終仕入時期が数年前のものであれば、わからなくなってしまう場合もあるため、しっかりとした管理も必要です。また、決算日時点では得意先への運送中のため売上計上をしていない(引渡し基準又は検収基準による売上計上)場合に倉庫には在庫がないために実地棚卸を忘れてしまうこともあり注意しましょう。



低公害車購入に係る減税



既に Can Do 第 15 号に掲載しました「平成 21 年度税制改正案」についてはほとんど与党案のまま国会にて可決成立しました。その中で低公害車の購入についての自動車重量税等の減免措置があります。

【内容は？】

平成 21 年 4 月 1 日から平成 24 年 4 月 30 日までに新規購入したエコカー等の自動車で新規に検査を受けるものについては自動車重量税(車検 1 回分)、自動車取得税が免除、減額されます。電気自動車、ハイブリッド車などの次世代自動車については**免除**、その他 2010 年度燃費基準等に達成率により **75%、50%の軽減**がされます。平成 18 年～平成 20 年までにすでに購入し、対象となるものについても、自動車重量税が**車検時に減免**されます。

【補正予算情報】

追加経済対策として 2009 年度補正予算が検討されていますが、今のところ自動車についてはエコカー購入を要件として、購入後 13 年以上経過した車の買換えに最大 25 万円の奨励金の支出が検討されています。いずれにせよ、自動車販売店では大規模なキャンペーンも行っている模様。現在購入を考えている方は一度話を聞いてみるのもいいでしょう。



金田会計事務所

〒541-0052

大阪市中央区安土町 3 丁目 4 番 5 号

本丸田ビル 3 階 (1階阪急そば)

TEL (06)6264-3328 FAX (06)6264-3329

E-Mail : kanedakaikei@peace.ocn.ne.jp

URL : <http://kaikei.asia/>

気さくで、信頼できる頼もしい顧問税理士として
税務・経営・経理の相談、指導等により企業活動
へのサポートを行っています。お気軽にご相談下
さい。

